

「体制等届出」の手引き

【介護老人保健施設】編

（【短期入所療養介護】【介護予防短期入所療養介護】を含む）

1 届出時期

加算等の変更の場合

届出に係る加算等は、届出受理日の翌月（受理日が月の初日の場合はその月）から、算定を開始することができます。

（事務処理の都合上、**前月15日までに**提出するようご協力をお願いします。）

【注】「加算を取り下げる場合」又は「減算となる場合」は、**速やかに**「体制等届出書」及び添付書類を提出する必要があります。

※加算を取り下げる場合は、下記「4 添付書類（39）加算の取り下げ」を参照

新規許可申請の場合

新規に許可を受ける場合は、許可申請書と**同時に**「体制等届出書」を提出してください。

【注】許可申請書に添付する書類と重複する書類については、省略することができます。

2 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB 会館4階

岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 施設係

TEL:086-212-1014 FAX:086-221-3010

メールアドレス:ji-shidou@city.okayama.lg.jp

3 提出書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）（別紙2）
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ③添付書類（下記4を参照）

4 添付書類

〈注1〉同時に複数の項目について届出をする場合は、重複する書類は省略することができます。

〈注2〉必要に応じて、下記記載の添付書類の他に書類を求めることがあります。

体制の(変更)内容	「体制届出書」の添付書類							
(1)施設等の区分 【老健】 【短期】【予防短期】	○事業所・施設の平面図							
(2)人員配置区分【老健】【短期】【予防短期】								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 470 475 519">その他</td> <td data-bbox="475 470 1394 519">・添付書類なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 519 475 640">基本型</td> <td data-bbox="475 519 1394 640" rowspan="2"> ①介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費に係る届出 (別紙29・29-2) ※令和6年9月サービス提供分までは、別紙29 ※令和6年10月サービス提供分以降は、別紙29-2 ②〈基本型・在宅強化型〉基本施設サービス費に関する確認書(別紙29 付表1) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 640 475 860">在宅強化型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 860 475 1048">療養型</td> <td data-bbox="475 860 1394 1048"> ①介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙29-3) ②〈療養型〉基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に関する確認書(別紙29-3 付表1) </td> </tr> </table>	その他	・添付書類なし	基本型	①介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費に係る届出 (別紙29・29-2) ※令和6年9月サービス提供分までは、別紙29 ※令和6年10月サービス提供分以降は、別紙29-2 ②〈基本型・在宅強化型〉基本施設サービス費に関する確認書(別紙29 付表1)	在宅強化型	療養型	①介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙29-3) ②〈療養型〉基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に関する確認書(別紙29-3 付表1)	
その他	・添付書類なし							
基本型	①介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費に係る届出 (別紙29・29-2) ※令和6年9月サービス提供分までは、別紙29 ※令和6年10月サービス提供分以降は、別紙29-2 ②〈基本型・在宅強化型〉基本施設サービス費に関する確認書(別紙29 付表1)							
在宅強化型								
療養型	①介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙29-3) ②〈療養型〉基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に関する確認書(別紙29-3 付表1)							
(3)夜間勤務条件基準 【老健】 【短期】【予防短期】	①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護) ・「看護職員」及び「介護職員」の記載のみで可							
(4)職員の欠員による減算の状況 【老健】 【短期】【予防短期】	①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護) ・「医師」、「看護職員」、「介護職員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」、「介護支援専門員」の記載のみで可 ②資格証等の写し ・「医師」、「看護職員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」、「介護支援専門員」のみで可							
(5)ユニットケア体制 【老健】 【短期】【予防短期】	①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護) ・「看護職員」及び「介護職員」の記載のみで可 ②研修修了証の写し ・「ユニットケアリーダー研修修了証」							
(6)身体拘束廃止取組の有無【老健】	・添付書類なし ※身体拘束廃止の取り組みを行っていない場合は提出してください。 ※減算は過去に遡及することはなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。							
(7)安全管理体制 【老健】	・添付書類なし ※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は提出してください。							

<p>(8) 高齢者虐待防止 措置実施の有無 【老健】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし ※運営基準における虐待の防止のための措置が講じられていない場合は、提出してください。 ※減算は過去に遡及することではなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。</p>
<p>(9) 業務継続計画策 定の有無 【老健】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし ※減算は「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用となります。</p>
<p>(10) 栄養ケア・マネジメントの実施の有無 【老健】</p>	<p>①栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙38） ②従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・（介護予防）短期入所療養介護） ・算定開始月のものを添付 ・「栄養士」又は「管理栄養士」の記載のみで可 ③資格証等の写し ・「栄養士」又は「管理栄養士」のみで可</p>
<p>(11) 夜勤職員配置加算 【老健】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・（介護予防）短期入所療養介護） ・算定開始月のものを添付 ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可 ②夜勤職員配置加算に関する確認票(別添6) (注意) ※ユニット部分、非ユニット部分、認知症専門棟ごとに基準を満たすこと</p>
<p>(12) 認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 【老健】</p>	<p>① [〇〇] に勤務する従事者の名簿（様式7） ②資格証等の写し ・「精神科医師」、「神経内科医師」、「認知症に対するリハビリに関する専門的な研修を修了した医師」であることが確認できるもの</p>
<p>(13) 認知症ケア加算 【老健】 【短期】</p>	<p>①事業所・施設の平面図(認知症専門棟に係る施設基準等を満たしていることが確認できるもの) ②従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・（介護予防）短期入所療養介護） ・算定開始月のものを添付 ・「看護職員」及び「介護職員」の記載のみで可(認知症専門棟に係る施設基準等を満たしていることが確認できるもの) (注意) ※ユニット型介護老人保健施設サービス費を算定している場合は算定不可</p>

<p>(14) 若年性認知症入所者受入加算 【老健】</p> <p>(15) 若年性認知症利用者受入加算 【短期】【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし</p>
<p>(16) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 【老健】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費に係る届出 (別紙29・29-2)</p> <p>※令和6年9月サービス提供分までは、別紙29</p> <p>※令和6年10月サービス提供分以降は、別紙29-2</p> <p>②〈基本型・在宅強化型〉基本施設サービス費に関する確認書(別紙29 付表1)</p>
<p>(17) ターミナルケア体制 【老健】</p>	<p>・添付書類なし</p>
<p>(18) 栄養マネジメント強化体制 【老健】</p>	<p>①栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙38)</p> <p>②従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護)</p> <p>・算定開始月のものを添付</p> <p>・「栄養士」又は「管理栄養士」の記載のみで可</p> <p>③資格証等の写し</p> <p>・「栄養士」又は「管理栄養士」のみで可</p>
<p>(19) 療養食加算 【老健】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護)</p> <p>・「管理栄養士」又は「栄養士」の記載のみで可</p> <p>②資格証等の写し</p> <p>・「管理栄養士」又は「栄養士」のみで可</p>

<p>(20) 認知症専門ケア 加算 【老健】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>① 認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2） ② 認知症専門ケア加算に係る確認書（別紙12-2付表） ③研修修了証の写し 加算（Ⅰ）：「認知症介護実践リーダー研修」 加算（Ⅱ）：「認知症介護実践リーダー研修」 「認知症介護指導者研修」</p> <p>※上記の研修修了者に代えて、認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置も可能。下記の修了証の写し等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 <p>※加算（Ⅱ）のみ</p> <p>④介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画</p> <p>（注意）（老健）</p> <p>※施設における入所者の総数に占める【日常生活自立度Ⅲ以上の者】の割合（2分の1以上）については、届出日の属する月の前3月の各月末時点の入所者数の平均で算定すること。</p> <p>また、届出月以降においても、毎月において直近3月間の割合を満たす必要があること。（割合を毎月記録すること。）</p> <p>（注意）（短期入所療養介護）</p> <p>※施設における利用者の総数に占める【日常生活自立度Ⅲ以上の者】の割合（2分の1以上）については、算定日が属する月の前3月の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者含む）の平均で算定すること。</p> <p>また、届出月以降においても、毎月において直近3月間の割合を満たす必要があること。（割合を毎月記録すること。）</p> <p>（注意）（共通）</p> <p>※認知症介護に係る専門的な研修を修了している者については、日々の対象者数に応じた数を配置すること。</p> <p>※加算（Ⅱ）は【日常生活自立度Ⅲ以上の者】が10名未満の場合のみ、「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者」の両研修を修了した者又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名配置することで算定可能。（10名以上の場合は別々に配置が必要）</p>
---	---

<p>(21) 認知症チームケア推進加算 【老健】</p>	<p>①認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙40） ②認知症チームケア推進加算に係る確認書（別紙40付表） ③研修修了証の写し（※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付） ・加算（Ⅰ）：「認知症介護指導者研修」及び「認知症チームケア推進研修」 ・加算（Ⅱ）：「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症チームケア推進研修」 ④複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいることが確認できる書類</p>
<p>(22) リハビリ計画書情報加算 【老健】</p>	<p>・添付書類なし ※LIFEへの登録が必要</p>
<p>(23) 褥瘡マネジメント加算（施設の区分（Ⅰ）のみの加算） 【老健】</p>	<p>・褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙41） ※LIFEへの登録が必要</p>
<p>(24) 排せつ支援加算 【老健】</p>	<p>・添付書類なし ※LIFEへの登録が必要</p>
<p>(25) 自立支援促進加算 【老健】</p>	<p>・添付書類なし ※LIFEへの登録が必要</p>
<p>(26) 科学的介護推進体制加算 【老健】</p>	<p>・添付書類なし ※LIFEへの登録が必要</p>
<p>(27) 安全対策体制 【老健】</p>	<p>・添付書類なし</p>
<p>(28) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ (29) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 【老健】</p>	<p>【加算（Ⅰ）】 ①高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35） ②第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることがわかる書類 ※第二種協定指定医療機関が令和6年4月以降に締結を開始することより、令和6年9月末までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関との連携で差し支えない。 ③協力医療機関との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応の取り決めが分かる書類 ④医療機関における研修又は訓練の参加報告書 ※令和7年3月31日までに、医療機関等に研修又は訓練の実施予定を確認し、当該訓練に参加できる目途があれば算定可。 【加算（Ⅱ）】 ①高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35） ②医療機関による実地指導の実施報告書</p>

<p>(30) 生産性向上推進体制加算</p> <p>【老健】</p> <p>【短期】 【予防短期】</p>	<p>①生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）</p> <p>②委員会の議事録</p> <p>③生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果（別紙28付表）</p> <p>※厚生労働省に毎年度報告する別紙2と同じ様式</p> <p>※③は、加算（Ⅰ）を算定の場合のみ添付</p> <p>※加算（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。</p>
<p>(31) サービス提供体制強化加算</p> <p>【老健】</p> <p>【短期】 【予防短期】</p> <p>（※右の①の説明は、前年度の実績が6月以上ある事業所の場合については、算定開始月が4月である場合を想定した記述となっている。<u>年度途中で申請する場合であっても、直近の2月の勤務実績表を添付すること。</u>法改正等により、提出日が延期された場合であっても2月の勤務実績表が必要。）</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護)</p> <p>・届出月の前月分(届出日が月の初日である場合は前々月分)を添付。</p> <p>※介護福祉士等の状況：「介護職員」のみの記載で可</p> <p>※常勤職員の状況：「介護職員」及び「看護職員」のみの記載で可</p> <p>※勤続年数の状況：「看護職員」、「介護職員」、「支援相談員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」のみの記載で可（介護予防短期入所療養介護は言語聴覚士を除く）</p> <p>②資格証等の写し</p> <p>・上記①「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した従業者に係るものを添付</p> <p>※「介護福祉士」、「看護職員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」</p> <p>③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4)</p> <p>④サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙14-4 付表)</p> <p>⑤サービス提供体制強化加算に係る勤続年数10年以上又は7年以上の者の状況(別添9)</p> <p>※加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)で勤続年数に係る要件を用いる場合のみ</p> <p>(注意)</p> <p>※新規許可時は算定不可。(3月以上の実績が必要)</p> <p>※【予防短期】のみ</p> <p>サービス提供体制強化加算Ⅲを算定する場合の「サービスを直接提供する職員」に言語聴覚士は含まれないので留意のこと。</p>

<p>(32) 送迎体制 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①車検証の写し ②車両の写真</p>
<p>(33) 口腔連携強化加算 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11） ②歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保している旨を取り決めた書類 ※上記①別紙11に記載した連携歯科医療機関に係るもの</p>
<p>(34) 特別療養費加算 項目 (介護療養型老人保健施設（施設の区分（Ⅱ）、（Ⅲ））のみの加算 【老健】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 ○重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係る届出書添付書類(様式5) 2 薬剤管理指導 ①薬剤管理指導の施設基準に係る届出書添付書類(様式6) ②[〇〇]に勤務する従事者の名簿(様式7) ・当該事業所(施設)に勤務する薬剤師について記載すること。 ③医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設の配置図又は平面図 ④資格証等の写し ・「薬剤師」のみで可</p>
<p>(35) 療養体制維持特別加算Ⅰ、Ⅱ (介護療養型老人保健施設（施設の区分（Ⅱ）、（Ⅲ））のみの加算 【老健】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>※療養体制維持特別加算Ⅰの場合 ①下記の状況が確認できる書類 ※要件 介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に4：1の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であったもの（平成22年4月1日以前に転換した場合にあっては、医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる20：1配置病棟であったもの）の占める割合が2分の1以上である場合。 ②従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・（介護予防）短期入所療養介護) ※療養体制維持特別加算Ⅱの場合 ①介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出（別紙29-3） ②〈療養型〉基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（Ⅱ）に関する確認書（別紙29-3 付表1）</p>

<p>(36) リハビリテーション提供体制 (介護療養型老人保健施設(施設の区分(Ⅱ)、(Ⅲ))のみ)の加算 【老健】【短期】【予防短期】</p>	<p>1 リハビリテーション指導管理【老健のみ、短期・予防短期は加算不可】</p> <p>①【〇〇】に勤務する従事者の名簿(様式7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該治療に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士について記載すること。 <p>②資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」のみで可 <p>2 言語聴覚療法</p> <p>①【〇〇】に勤務する従事者の名簿(様式7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該治療に従事する医師及び言語聴覚士について記載すること。 <p>②言語聴覚療法の施設基準に係る届出書添付書類(様式8-1)</p> <p>③当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図</p> <p>④資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医師」、「言語聴覚士」のみで可 <p>3 精神科作業療法</p> <p>①【〇〇】に勤務する従事者の名簿(様式7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該治療に従事する作業療法士について記載すること。 <p>②精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類(様式9)</p> <p>③当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図</p> <p>④資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「作業療法士」のみで可 <p>4 その他</p> <p>○前項に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、それを「その他」の後ろに記載すること。</p> <p>※これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付すること。</p>
<p>(37) 介護職員等処遇改善加算等 【老健】【短期】【予防短期】</p>	<p>事業者指導課ホームページ</p> <p>「介護職員等処遇改善加算等の「計画書」について」を参照。</p>
<p>(38) LIFEへの登録 【老健】【短期】【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし</p>

<p>(39)加算の取り下げ 【老健】【短期】【予防短期】</p>	<p>○従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護)</p> <p>【下記の加算について算定要件を満たしていた最終月のものを添付】</p> <p>※(5)ユニットケア体制、(11)夜勤職員配置加算、(13)認知症ケア加算 (18)栄養マネジメント強化体制、(19)療養食加算</p>
---------------------------------------	---

※ 転換前に指定介護療養型医療施設であって特別療養費に相当する特定診療費を算定していたものについては、内容に変更がなく、特定診療費届出書の写し等で内容が確認できれば、特別療養費の各項目における添付書類については不要です。